ものであったとした上で本件選挙を無効とすべき旨をいう原審原告らの論旨は，前記判示に照らし，採用することができない。

以上の次第で，原審被告らの上告に基づき，原判決を変更して，原審原告らの請求をいずれも棄却するとともに，原審原告らの上告を棄却することとする。

よって，裁判官大橋正春，同鬼丸かおる，同木内道祥，同山本庸幸の各反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官櫻井龍子，同金築誠志，同岡部喜代子，同山浦善樹，同山﨑敏充の補足意見，裁判官千葉勝美の補足意見がある。

裁判官櫻井龍子，同金築誠志，同岡部喜代子，同山浦善樹，同山﨑敏充の補足意見は，次のとおりである。

私たちは，多数意見に賛同するものであり，本件選挙当時，本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）にあったと考えるが，その状態を解消するために必要とされる選挙制度の仕組みの見直しの在り方について，補足して意見を述べておきたい。

現行の参議院議員の選挙制度は，限られた総定数の枠内で，選挙区選出議員の選挙につき，半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に，都道府県を単位として各選挙区の定数を設定するという仕組みを採っているが，人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き，総定数を増やすことにも制約がある中で，このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは，もはや著しく困難な状況に至っているものというべきであり，違憲状態の解消を図るためにはこのような選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは，多数意見の述べるとおりであって，多数意見の引用する平成24年大法廷判決の指摘するところでもある。

憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，投票価値の不均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば，国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負うものと解されるところ，平成24年大法廷判決の言渡しの翌月に成立した公職選挙法の改正法（平成24年改正法）が，その附則において，平成28年に施行される参議院議員の通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも，同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す改正法を早期に成立させ，平成28年選挙から実施することを，正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものということができよう。そして，平成24年大法廷判決の言渡し後，参議院の選挙制度の改革に関する検討会の下に設置された選挙制度協議会において，同判決の指摘を前提として，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの在り方について様々な案の提案と検討が行われ，平成24年改正法の上記附則の定めに従って平成28年選挙までの法改正を実現すべく，それらの提案を踏まえた具体的な改正案の策定に向けて議論が進められてきているのは，国会による上記責務の遂行の取組を示すものといえる。

上記のような選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正の方法の策定に関しては，投票価値の平等の実現を目的としつつ，二院制に係る憲法の趣旨等との調和の観点も踏まえた総合的な検討や参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど，事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは否定し難い。しかし，投票価値の不均衡の是正は，議会制民主主義の根幹に関わり，国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって，違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは，国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ，国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり，今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され，同附則の前記の定めに従って，平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。

裁判官千葉勝美の補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見において，本件選挙までに法改正による違憲状態の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものということはできないとしたことに関連して，次のとおり私見を付加しておきたい。

1⑴　最高裁判所大法廷（多数意見）は，最近３回の参議院議員定数訴訟（多数意見の引用する平成18年大法廷判決，平成21年大法廷判決及び平成24年大法廷判決）において，いずれも，選挙区間の投票価値の不平等状態が生じている議員定数配分規定についての合憲性審査を行い，結論としては，国会における裁量権の限界を超えたものと断ずることはできず合憲であるとしながらも，国会の対応として，投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘する付言又は説示を加えている。

具体的には，平成18年大法廷判決と平成21年大法廷判決は，いずれも，投票価値の較差につき違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（以下「違憲状態」という。）に至っているとの判断は示していないが，前者の判決は，なお書きにおいて，今後も，国会においては，人口の偏在傾向が続く中で，これまでの制度の枠組みの見直しをも含め，投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが憲法の趣旨に沿うものというべきである旨を付言しており，また，後者の判決は，較差の大幅な縮小のためには，各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでなく，制度の仕組み自体の見直しが必要であり，国会において速やかに適切な検討が行われることが望まれる旨を付言している。

⑵　ところで，憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，司法部により議員定数の配分が違憲状態であるとされた場合は，早期にその是正を図るための措置を執ることは，国会としての憲法上の責務というべきである。他方，違憲状態にまでは至っていないとされた場合には，較差の是正が責務となっているとまではいえないが，投票価値の平等を目指すことは憲法の趣旨に沿うものであるから，国会としては，あるべき選挙制度を考えていく過程で較差の縮小を検討していくべきであり，また，そのような対応で足りよう。そうすると，司法部が上記２件の大法廷判決において国会に対して一定の対応を求める付言を加えたことの意味が問題になる。

この点は，三権の一翼を担う司法部として，「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり，投票価値の平等が憲法上の要請であること」（平成21年大法廷判決理由５参照）を重要な前提にして，大きな較差が長期間にわたって継続し，その是正措置が進んでいないという状況を踏まえ，国会に対しその縮小を検討すべき較差が存在していることを，警告的な意味で注意喚起したものといえる。

⑶　他方，上記３件目の平成24年大法廷判決では，国会において投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘するという説示を加えているが，その憲法上の意味は大きく異なるものである。すなわち，平成24年大法廷判決は，対象となる選挙時点での投票価値の不均衡は，もはや看過し得ない程度に達し，違憲状態に至っていたとしている。もっとも，これを是正するために必要とされる期間や是正に向けた国会の取組の状況等から，対象となる選挙時点までに定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたとはいえないので結論としては定数配分規定が違憲であるとまではしなかったものの，当時の投票価値の較差が違憲状態であるという厳しい判断を示しているのである。そうすると，国会としては，平成24年大法廷判決によって早期にその是正を図るべき憲法上の責務を負ったものであり，司法部の上記の説示は，もはや単なる注意喚起ではなく，国会の裁量権行使の方向性に言及した上で，国会に対してこの憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めたものというべきである。そして，国会は，この時点で，較差是正の憲法上の責務を負っていることを知ったといえるので，以後この方向での立法裁量権を行使していかなければならないこととなる。

2⑴　国会においては，平成24年大法廷判決の対象である平成22年７月施行の参議院議員通常選挙後である同24年８月に公職選挙法の一部改正法案（平成24年改正法案）が提出され，そこではいわゆる４増４減の改定案が採られたが，これによっても同22年10月実施の国勢調査結果に基づく選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は１対4.75にとどまり，是正策としては不十分なものであった。平成24年大法廷判決は，同年10月17日に言い渡され，最大較差１対5.00を違憲状態としたが，国会は，その判決の結果を認識した後である同年11月16日にそれ以上の手を加えることなくこの法案を平成24年改正法として成立させ